第七十八条の二第一項中「一部を、」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加え、同条第二項中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改め、「一部を、」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加え、同条第三項中「により」の下に「第七十七条の二第一項又は」を加える。

第八十一条の次に次の二条を加える。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二　都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三　保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十五条第二項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第八十五条の二中「第五十五条の六第三項」を「第五十五条の七第三項」に、「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十六条第一項中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改める。

別表第一の六の項第一号中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同項第六号中「（平成二十五年法律第百五号）」を削り、同表の七の項に次の一号を加える。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、同表都道府県の項中「第七十八条、」を「第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第一項から第三項まで並びに」に改め、同表市町村の項中「及び第七十八条」を「、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで」に改める。

第四条　生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「被保護者就労支援事業（第五十五条の七）」を「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七―第五十五条の九）」に改める。

第二十七条の二中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業」を加える。

第三十条第一項ただし書中「更生施設」の下に「、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）」を加える。

第九章の章名中「被保護者就労支援事業」の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加える。

第五十五条の七に見出しとして「（被保護者就労支援事業）」を付し、第九章中同条の次に次の二条を加える。

（被保護者健康管理支援事業）

第五十五条の八　保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。

2　前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等）

第五十五条の九　厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2　保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十二条第一項中「更生施設」の下に「、日常生活支援住居施設」を加える。

第七十条第一号ハ中「被保護者を」の下に「日常生活支援住居施設若しくはその他の」を加え、「入所を適当な」を「入所をこれらの」に改め、同条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業」を加える。

第七十一条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業」を加える。

第七十五条第一項第三号及び第四号並びに第八十一条の二第二項中「被保護者就労支援事業」の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加える。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」の下に「（第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項」を加える。

附則に次の一項を加える。

（日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

16　当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出しを「（社会福祉施設の設置）」に改める。

第六十三条の見出しを「（社会福祉施設に係る届出事項等の変更）」に改める。

第六十四条の見出しを「（社会福祉施設の廃止）」に改める。

第六十五条の見出しを「（社会福祉施設の基準）」に改める。

第六十六条の見出しを「（社会福祉施設の管理者）」に改める。

第六十八条の見出しを「（施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止）」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（社会福祉住居施設の設置）

第六十八条の二　市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　施設の名称及び種類

二　設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

三　条例、定款その他の基本約款

四　建物その他の設備の規模及び構造